

読み書き言葉に困っている人はいませんか？

大阪教育大学教授

森 実

日本では、二〇一六年十二月に「教育機会確保法」が制定されました。これは、義務教育を終えられなかった人たちが安心してまなべるよう、教育の機会を提供するよう定めた法律です。

「教育の機会」というときの典型は夜間中学です。夜間中学では、子どもの頃に学校で学べなかった人が通ってきました。一九九〇年頃まで、夜間中学で学んでいる人の多くは在日韓国・朝鮮人の一世や二世でした。一九九〇年を過ぎる頃から増えてきたのが海外からの渡日者や帰国者です。最近になって広がろうとしているのは、病気や不登校などにより小・中学校にじゅうぶんに通えなかった人たちです。さきの「教育機会確保法」が焦点を合わせているひとつも不登校だった人です。みなさんのまわりにそう

いう不登校だった人や、子ども頃に何らかの事情で学校に通えなかった人はいないでしょうか。若くても年齢が高くてまいじょうぶです。また、卒業証書を持っていてもいなくても、かまいません。

日本には公立の夜間中学校が全国で三十一校あります。そのうち、大阪には十一校があり、都道府県単位で言えば、一番多くの夜間中学が大阪にあることになります。それでも、そういう学校は、暮らしの近くになければほとんど意味がありません。ですから、増設が求められています。

夜間中学だけではありません。読み書きや日本語に困っている人が学ぶ場所として、識字・日本語教室があります。こちらは週に一回二時間程度開かれており、ゆっくりと学びやすいと言えます。

身近にびったりの方がおられたら、声をかけてみてください。「識字・日本語センター」でネット検索すれば、教室がどこにあるか分かります。